随 意 契 約 理 由 書

件　　名	豊中市中学校給食調理業務等委託（C ブロック）
契約の相手方	ナフス南株式会社
根 拠 法 令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項　第 2 号に該当
随意契約理由	本随意契約は、豊中市が目指す中学校全員給食の安定提供と、令和 10 年 1 月からの市内調理工場誘致による完全食缶方式への円滑な移行を実現するための重要な措置です。 現在の給食調理業務を令和 4 年 2 学期から履行している当該事業者は、本市の中学校給食の供給体制、衛生管理、配送、学校との連携など、業務全般を熟知しており、その経験は給食提供の安定性を保つ上で不可欠です。 現行契約満了から新たな調理工場稼働までの約 1 年 5 ヶ月という期間は、一般的な給食調理業務の履行期間が 3 年から 5 年であることを鑑みると極めて短く、新規公募では受託事業者が現れない可能性が高く、その場合、給食提供に空白が生じる事態を招きかねません。仮に受託事業者が現れたとしても、立ち上げ費用が契約金額に上乗せされるだけでなく、本市が求める給食の品質と安定性を短期間で確保できる保証はありません。 給食提供に空白を生じさせず、混乱なくサービスを継続するためには、業務内容を熟知した当該事業者との継続契約が最も合理的かつ効率的であると判断いたします。特に、今回の契約においては、喫食率向上と質の向上に向けた子どもの意見反映を含む献立改善など、より一層の協力体制を構築していく予定であり、これまでの実績と今後の連携を見据えても、当該事業者との継続が望ましいと考えます。 以上のことから、安定した給食提供と将来的な新方式への円滑な移行、そして公共サービスの質の維持・向上を図る上で、当該事業者と随意契約を締結するものです。
備　　考	